

事務連絡
令和2年10月29日

県民生活課 御中

建築住宅課

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行等について

このことについて、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第2条第4項に規定される特定賃貸借契約については、同条第5項に規定される特定転貸事業者だけでなく、様々な者が関係することがあり、同法では、これらの者が同法第28条に規定される勧誘者に該当する場合、同法による特定賃貸借契約の適正化のための措置等の規制に服することとなることから、国土交通省より別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

※同法の所管は、国土交通省であるため、お問合せの際は、四国地方整備局建設部計画・建設産業課（TEL：087-851-8061）へお問合せください。

建築住宅課宅地建物指導係
内線：2758